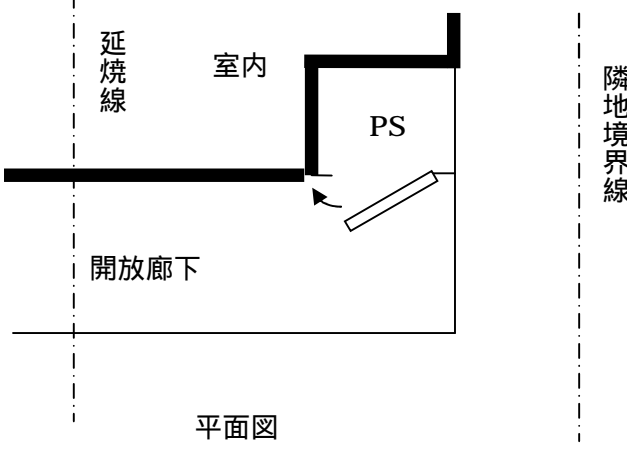


No	頁	質問	回答
1	その他	<p>共同住宅 3 階建ての 1 階部分に、住宅専用の自動車車庫がある場合、異種用途区画が必要か。</p>	<p>自動車車庫が共同住宅に包含されるものとして原則異種用途とはみなされないが、一定の規模（令第 112 条第 12 項）を超えるものは異種用途とみなし区画（令第 112 条第 13 項）が必要である。</p>
131		<p>当ページの絵図が屋外避難階段（令第 123 条第 2 項）であった場合、この PS（床・壁は耐火構造）の扉は同項第一号の「その階段に通ずる出入口以外の開口部」に該当するため設置は不可か。あるいは下図の質問・回答を踏まえ、PS の扉は外壁の開口部ではなく建物自身の火災によって、屋外避難階段利用者が煙や炎にさらされる危険性がないため設置が可能と考えてよいか。</p>	<p>設置することができるものとする。また PS だけでなく EPS の場合も同様である。</p>
<p>（参考） 2011.11.9 更新 No3</p>			
2		<p>【延焼のおそれのある部分 附属建築物の取扱い】 延焼線内の PS に防火設備は不要と扱えるか。PS 内にガスメーターや給湯器等が設置されている場合、ガス事業法や消防法、条例により、防火設備で密閉できない。扉内設置形とすれば防火設備同等と扱えるか。</p>  <p style="text-align: center;">平面図</p>	<p>PS の室内に面する壁を外壁とみなし、PS 扉は外壁の開口部には該当しない。</p>

No	頁	質問	回答		
3	その他	<p>建築基準法第2条第9号の3において規定する準耐火建築物には、イ号において定義されるもの(いわゆるイ準耐)と、ロ号において定義されるもの(いわゆるロ準耐)があるが、特にロ準耐については、平成27年6月施行の改正建築基準法により、防火区画などの各規定における取扱いが変わったのか。</p>	<p>今般の改正により、法第27条第1項の規定に適合する特定避難時間倒壊等防止建築物(以下「特定準耐火建築物」という。)が各規定において追加されているが、これは従来のイ準耐を対象とした規定において、「特定準耐火建築物」に該当するイ準耐を適切に適用するための改正であり、ロ準耐についての規制強化を図ることを目的としたものではない旨、パブリックコメントに寄せられたご意見への考え方として国土交通省からも示されていることから、従来と同様の取扱いになると考えられます。</p>		
		<p><b>【参考】</b></p> <p>平成26年12月10日に募集開始した、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正案に関するパブリックコメントに寄せられたご意見と国土交通省の考え方 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="292 1133 1465 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="292 1133 1050 1184">パブリックコメントにおける主なご意見等</th> <th data-bbox="1050 1133 1465 1184">国土交通省の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="292 1184 1050 1279">           法第21条及び法第27条の改正に関する政省令・告示では、規制強化になる改正はないと考えてよいか。         </td> <td data-bbox="1050 1184 1465 1279">           貴見のとおりです。 (略)         </td> </tr> </tbody> </table>	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方	法第21条及び法第27条の改正に関する政省令・告示では、規制強化になる改正はないと考えてよいか。
パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方				
法第21条及び法第27条の改正に関する政省令・告示では、規制強化になる改正はないと考えてよいか。	貴見のとおりです。 (略)				